

会議案第3号

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月26日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大橋保治

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例

東近江市議会委員会条例（平成17年東近江市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「9人」を「8人」に改め、同項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改め、同項第4号中「24人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

提案理由

議員定数が22人となることに伴い、常任委員会の委員の定数を改定したく、本議案を提出するものである。

会議案第3号 東近江市議会委員会条例（平成17年東近江市条例第238号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>8人</u>以内</p> <p>ア 市長直轄組織の所管に属する事項</p> <p>イ 総務部の所管に属する事項</p> <p>ウ 企画部の所管に属する事項</p> <p>エ 税務部の所管に属する事項</p> <p>オ 市民部の所管に属する事項</p> <p>カ 環境部の所管に属する事項</p> <p>キ 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>ク 監査委員の所管に属する事項</p> <p>ケ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>コ 公平委員会の所管に属する事項</p> <p>サ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>シ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 福祉教育こども常任委員会 <u>7人</u>以内</p> <p>ア 健康医療部の所管に属する事項</p> <p>イ 福祉部の所管に属する事項</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 <u>9人</u>以内</p> <p>ア 市長直轄組織の所管に属する事項</p> <p>イ 総務部の所管に属する事項</p> <p>ウ 企画部の所管に属する事項</p> <p>エ 税務部の所管に属する事項</p> <p>オ 市民部の所管に属する事項</p> <p>カ 環境部の所管に属する事項</p> <p>キ 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>ク 監査委員の所管に属する事項</p> <p>ケ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>コ 公平委員会の所管に属する事項</p> <p>サ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>シ 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 福祉教育こども常任委員会 <u>8人</u>以内</p> <p>ア 健康医療部の所管に属する事項</p> <p>イ 福祉部の所管に属する事項</p>

- ウ こども未来部の所管に属する事項
- エ 福祉事務所の所管に属する事項
- オ 文化スポーツ部の所管に属する事項
- カ 教育委員会の所管に属する事項
- キ 市立病院事業に関する事項

(3) 産業建設常任委員会 7人以内

- ア 農林水産部の所管に属する事項
- イ 商工観光部の所管に属する事項
- ウ 都市整備部の所管に属する事項
- エ 水道部の所管に属する事項
- オ 農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算決算常任委員会 21人以内

- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項

- ウ こども未来部の所管に属する事項
- エ 福祉事務所の所管に属する事項
- オ 文化スポーツ部の所管に属する事項
- カ 教育委員会の所管に属する事項
- キ 市立病院事業に関する事項

(3) 産業建設常任委員会 8人以内

- ア 農林水産部の所管に属する事項
- イ 商工観光部の所管に属する事項
- ウ 都市整備部の所管に属する事項
- エ 水道部の所管に属する事項
- オ 農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算決算常任委員会 24人以内

- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項